

議案第 50 号

令和 3 年度伊賀市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度伊賀市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 3 6, 1 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3, 3 0 4, 4 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 分担金及び負担金		400,405	3,991	404,396
	1 分担金	51,526	3,991	55,517
16 国庫支出金		5,449,081	176,062	5,625,143
	2 国庫補助金	1,581,672	172,016	1,753,688
	3 委託金	23,977	4,046	28,023
17 県支出金		3,365,888	29,494	3,395,382
	2 県補助金	1,517,803	29,494	1,547,297
19 寄附金		400,072	10,000	410,072
	1 寄附金	400,072	10,000	410,072
20 繰入金		1,781,345	25,921	1,807,266
	2 基金繰入金	1,725,424	25,921	1,751,345
22 諸収入		689,693	28,300	717,993
	5 雑入	542,673	28,300	570,973
23 市債		4,019,208	62,400	4,081,608
	1 市債	4,019,208	62,400	4,081,608
歳 入 合 計		42,968,267	336,168	43,304,435

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,127,430	51,419	7,178,849
	1 総務管理費	6,372,822	51,419	6,424,241
3 民生費		14,631,525	99,109	14,730,634
	1 社会福祉費	5,480,629	22,439	5,503,068
	3 同和行政費	310,768	0	310,768
	4 児童福祉費	5,301,822	76,670	5,378,492
4 衛生費		4,458,496	39,027	4,497,523
	1 保健衛生費	2,230,591	39,027	2,269,618
	2 清掃費	2,227,905	0	2,227,905
6 農林業費		2,320,222	37,708	2,357,930
	1 農業費	2,159,062	37,708	2,196,770
7 商工費		746,106	4,478	750,584
	1 商工費	746,106	4,478	750,584
8 土木費		2,352,661	10,636	2,363,297
	2 道路橋りょう費	855,145	10,367	865,512
	3 河川費	144,659	269	144,928
9 消防費		1,640,546	39,842	1,680,388
	1 消防費	1,640,546	39,842	1,680,388
10 教育費		3,414,350	53,949	3,468,299
	2 小学校費	665,714	1,880	667,594
	3 中学校費	336,491	7,561	344,052
	5 社会教育費	523,981	0	523,981
	6 保健体育費	1,079,199	44,508	1,123,707
歳 出 合 計		42,968,267	336,168	43,304,435

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動扉保守管理業務委託経費	令和4年度から令和7年度まで	9,480
消防設備等保守点検業務委託経費	令和4年度から令和7年度まで	82,464
PFIアドバイザー業務委託経費	令和3年度から令和4年度まで	16,536

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	1,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び特定資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地区市民センター整備事業	20,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び特定資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	55,300	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
伊賀鉄道活性化促進事業	54,100				7,800			
文化施設整備事業	54,200				65,900			
公共施設除却事業	66,000				65,700			
循環型社会形成推進事業	79,600				100,800			
農業基盤整備事業	67,400				63,400			
道路橋りょう整備事業	164,200				167,000			
臨時地方道整備事業	44,000				49,100			
消防施設整備事業	44,100				77,300			
中学校施設整備事業	11,900				14,900			
社会教育施設整備事業	18,800				17,800			
小学校施設整備事業	47,500				47,800			